

(宛先) 箕面市長

下記の証明書を請求します。(同籍者以外のご請求は委任状が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください)

(年 月 日生)

※ 身分証明書の項目は次の2項目です。(1項目につき300円)

① 禁治産又は準禁治産及び後見の登記の通知を受けていない。② 破産手続開始決定・破産宣告の通知を受けていない。

※ 平成改製原戸籍（箕面市では平成19年12月8日に戸籍の電算化により改製しました）

- ・改製後の「**現在戸籍**」には、婚姻や死亡などで既に除かれている人は記載されていませんので、この記載の証明が必要な場合は、「**平成改製原戸籍**」が必要になります。
- ・戸籍の附票は、改製又は除票になってから150年（除票になった日が平成26年6月20日以前の場合は、5年間）経過すると発行できません。沿革が必要な住所の証明ができない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

月 日に 転籍・出生・死亡・婚姻・離婚・（ ）届を 市・区・町・村に提出した。

1)手数料として郵便局発行の定額小為替 () 円分

2) 返信用封筒に郵便切手（ ）円分貼付（返送先は請求者が**住民登録**されている住所を記入してください）

3) 本人確認書類 () のコピーを同封します。